



情報ステーション

品目横断
特集号
No. 9

N O R T H

大豆を集荷業者を通さずに需要者に直接販売（個人販売）される方へ

生産者団体等を通じて販売される大豆のほか、個人で販売される大豆も、品目横断的経営安定対策の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の対象となりますが、この交付金の申請に際しては、大豆をは種する前に対策加入者（生産者）と需要者との間で交わした「契約栽培取引に係るは種前契約書」や「売買契約書」の写しを添付することが必要です。

（注）需要者とは、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体（販売者である生産者及び生産者団体等が組織する法人その他団体は除く）です。

個人販売を行う方は「は種前契約」について、下記の点にご注意ください。

- ① 「は種前契約」は生産年の**6月30日**までに締結する必要があります。
- ② 「は種前契約数量」は**概ね2トン**以上である必要があります。
- ③ 「は種前契約」の他、生産年の**翌年の3月31日**までに「売買契約」を締結する必要があります。
（この売買契約における「引渡期限」は生産年の**翌年の12月31日**までとする必要があります。）

※「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」に基づく「は種前契約」であることが必要です。

は種前契約書の作成例

平成〇〇年産大豆契約栽培取引に係る は種前契約書

「需要者名：〇〇株式会社」（以下「甲」という。）と「生産者氏名」（以下「乙」という。）とは、栽培契約により生産された平成〇〇年産大豆を乙が甲に売り渡すことについて、次のとおり契約を締結する。

（契約数量等）

第1条 契約栽培を行う大豆の銘柄、契約予定数量、契約単価等は、次に掲げるのとおりとする。

銘柄 （粒別・等級）	面積 （アール）	単収 （kg/10a）	契約予定数量 （60kg個）	契約単価 （円/60kg）

【第2条以下、下記を例に契約当事者間で契約を締結して下さい】

（販売価格）
（個別売買契約の締結）
（代金決済条件）
（受渡）
（契約履行に係る留意事項）
（契約の解除）
（契約の補充）
（紛争の解決）

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（住所）
〇〇株式会社
代表取締役 印

乙（住所）
（氏名） 印

個人販売における「は種前契約書」の様式は特に決まっていますが、こちらの様式を参考に、契約年月日のほか、銘柄、面積、単収、契約数量等を記載して下さい。